

社会保険等加入証明書の提出について

社会保険等未加入対策として、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入を入札参加資格審査申請の要件とします。つきましては、入札参加資格審査申請をするにあたり、以下の書類を提出してください。加入義務のある保険の種類については、別紙1を参考にしてください。

なお、社会保険等の適用除外者は、「社会保険等加入義務がないことの届出書」を提出してください。

以下①及び②の項目ごとに、いずれかの書類を提出してください。(写し可)

①健康保険・厚生年金保険

- ・直近1ヶ月分の社会保険料の領収書
- ・健康保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書
- ・直近の保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- ・社会保険料納入証明（申請）書
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（ただし、審査基準日が令和3年1月1日以降のもの）

②雇用保険

- ・労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）及び直近の領収済通知書（分割納付の場合は直近の1回分）
- ・労働保険料等に係る口座振替結果のお知らせ（宛て先面及び労働保険番号の記載面）
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（ただし、審査基準日が令和3年1月1日以降のもの）

(別紙1)

加入義務のある社会保険等の種類について

【建設業における社会保険等加入義務一覧】

事業所区分	常用労働者の数	雇用保険	健康保険・年金保険	申請時適用除外となる保険
法人	1人～	加入義務あり		—
	役員のみ等	—	加入義務あり	雇用保険
個人	5人～	加入義務あり		—
	1人～4人	加入義務あり	— ※1	健康保険 年金保険
	一人親方等	—	— ※1	雇用保険 健康保険 年金保険

※1 労働者個人の責任において加入するもの

【物品・役務の提供における社会保険等加入義務一覧】

事業所区分	常用労働者の数	雇用保険	健康保険・年金保険	
			法定16業種 ^{※2}	法定16業種以外
法人	1人～	加入義務あり	加入義務あり	加入義務あり
	役員のみ等	—		
個人	5人～	加入義務あり	加入義務あり	加入任意
	1人～4人		加入任意	

※2 健康保険法(大正十一年法律第七十号)に定める以下16の業種をさす。

(裏面参照)

(裏面)

○法定 16 業種

- イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ハ 鉱物の採掘又は採取の事業
- ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
- ホ 貨物又は旅客の運送の事業
- ヘ 貨物積卸しの事業
- ト 焼却、清掃又はとさつの事業
- チ 物の販売又は配給の事業
- リ 金融又は保険の事業
- ヌ 物の保管又は貸貸の事業
- ル 媒介周旋の事業
- ヲ 集金、案内又は広告の事業
- ワ 教育、研究又は調査の事業
- カ 疾病の治療、助産その他医療の事業
- コ 通信又は報道の事業
- タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

【各種保険に関する相談窓口等】

雇用保険について：最寄りの**労働基準監督署**又は**ハローワーク**

健康保険及び年金保険について：最寄りの**年金事務所**